

中津川市立第二中学校PTA会則

(名 称)

第1条 この会は中津川市立第二中学校PTAといい、事務局を同校内に置く。

(目 的)

第2条 この会は次の各項を目的とする。

1. 家庭、学校及び社会における生徒の福祉の増進を図る。
2. 家庭と学校との連絡を緊密にして、生徒の心身の健全な発達につとめる。
3. 保護者と教師とが協力して生徒の教育環境をよくする。
4. 会員の教養を高めるとともに、会員相互の子育てネットワークを確立する。

(方 針)

第3条 この会は教育を本旨とする民主団体であって、営利的、宗教的、政治的色彩を持つことなく、他のいかなる団体又は個人の干渉を受けることなく活動する。

(会 員)

第4条 この会の会員は次の通りとする。

1. 在学する生徒の保護者
2. 学校に勤務する県費負担常勤職員
3. 会の主旨に賛同し希望により入会した者

(支 部)

第5条 この会に地域の活動を促進するため支部を設ける。

(役 員)

第6条 この会に次の役員をおき、本部役員とする。

会長1名 副会長2名(男女各1名) 書記3名(内教師1名) 会計2名(内教師1名) 各学年委員長3名 広報委員長1名 校外指導委員長1名 家庭教育委員長1名 監事2名

(任 務)

第7条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は会を代表して会務を総理し、会議を召集する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の場合はその代理をつとめる。
3. 書記は記事を正確に記録し、各種会合を通知する。
4. 会計はすべての出納をつかさどり、総会において決算報告をする。
5. 各委員(長)は委員会の目的達成につとめる。
6. 監事はPTA(本会)の会計状況と事業活動を監査する。また、本部役員会に出席して意見を述べることができる。
7. 支部役員は地域の活動を促進する。

(顧 問)

第8条 この会は顧問若干名をおくことができる。

顧問は必要に応じ諸会合に出席し、重要事項の諮問に応ずる。

(任 期)

第9条 役員の任期は1ケ年とし再選を妨げない。

(総 会)

第10条 総会は年1回開く。なお必要があれば臨時総会を開くことができる。

第11条 総会では次のことを行う。

新役員の決定経過報告、新役員の挨拶、学校の方針説明、前年度事業会計報告及び監査報告の審議、年間事業計画及び予算の審議、各種規約・規定の決定、特別委員会の設置、その他

第12条 総会の定足数は会員の2分の1（委任状を含む）とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。

第13条 本部役員会が必要と認めた場合、又は会員の5分の1以上の同意をもって要求のあった場合には、会長は臨時総会を召集する。

（支部集会）

第14条 支部集会を各支部（各地区）において適当な時期に年1回以上開き本会の活動を促進すると共に、支部会員と学校との情報交換、支部会員と本部との情報交換を行う。

（本部役員会）

第15条 本部役員会は本部役員で構成し、この会の企画運営にあたる。

（委員会）

第16条 この会の目的を達成するために次の委員会をおく。

1. 広報委員会

委員長（本部役員）1名 教師若干名で構成し、学校ホームページを編集作成する。

2. 学年委員会

委員長（本部役員）1名 教師若干名で構成し、学年別の活動の促進に努める。

3. 家庭教育委員

委員長（本部役員）1名 教師若干名で構成し、会員の研修を行い、子育てネットワークの構築を進める。

4. 校外指導委員会

委員長（本部役員）1名 教師若干名で構成し、校外における生徒の指導と環境の改善を図る。

5. 特別委員会

必要に応じその都度構成し企画運営する。

（経費）

第17条 この会の経費は、会費及びその他の収入をもってあてる。

（会費）

第18条 この会の会費の額は、総会で決定する。

（年度）

第19条 この会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

（会則改正）

第20条 この会則は総会の決議により改正することができる。

付 則

1. この会の役員の選挙規約、庶務運営規約は別に定める。

2. この会の会則は平成7年5月2日より改正施行する。

3. この会の会則は平成19年5月1日より改正施行する。

4. この会の会則は平成31年2月15日より改正施行する。

5. この会の会則は令和6年4月1日より改正施行する。

中津川市立第二中学校 P T A 会則付則

(本部役員)

第1条 本部役員及び監事の選出は以下の通りとする。

1. 役員候補者指名委員会（以下、指名委員会と称する）を本部役員会において次の構成にて選出する。
 - ・支部長6名（東校区2名 南校区2名 西校区2名）
教師2名 本部役員4名（学年委員長3名 他の役員1名）
 - ・委員長1名・副委員長1名は、構成委員より互選する。
2. 指名委員会は以下の役職候補者を選出する。
 - ・会長、副会長、書記、会計、監事、広報委員長、校外指導委員長、家庭教育委員長、各学年委員長
3. 指名委員会は次の手続きによって役員候補者を選出する。
 - ・指名委員会は会員に役員選出手続きの方法及び日程を通知する。
 - ・立候補者は定められた期間までに指名委員会へ届け出る。
 - ・本部役員会・各委員会・各支部及び会員は役員候補者を定められた期間までに推薦することが出来る。
 - ・指名委員会は、立候補及び推薦された者より定められた期間までに役員候補者を選出する。
 - ・指名委員会は、候補者を発表する前に、候補者の同意を得ていなければならない。
4. 役員候補者は、1，2年の保護者による投票で、会員の2/3以上の信任によって決定する。

第1条の2

新役員の決定経過は、次年度の総会にて報告する。

(支部役員)

第2条 支部役員は支部会員の互選により2月中に決定する。

1. 支部長1名 副支部長の選出については地区ごとに決定する。

(顧問)

第3条 顧問は年度毎に会長が必要に応じて委嘱する。

(特別委員)

第4条 特別委員は必要に応じて本部役員会で選出し、総会で承認を得る。

付 則 この規約は平成15年1月27日から施行する。

この規約の一部改正は平成19年5月1日より施行する。

この規約の一部改正は平成24年1月11日より施行する。

この規約の一部改正は平成31年2月15日より施行する。

この規約の一部改正は令和6年4月1日より施行する。

この規約の一部改正は令和8年4月1日より施行する。